

2022年 8月30日

郵政ユニオン 交第1号

日本郵便株式会社

代表取締役社長兼執行役員社長

衣川 和秀 殿

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員長 日巻 直映

時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書

中央最低賃金審議会は8月2日、2022年度の最低賃金（時給）の引き上げ幅について、A・Bランク地域で31円、C・Dランク地域で30円とする答申を出しました。答申を受け、地方最低賃金審議会での調査・審議を経て、8月23日、すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました。中央最低賃金審議会が示した目安額を上回ったのは3円の引き上げが5県、2円の引き上げが8県、1円の引き上げが1道8県で全体では昨年の7県から22道県に増えました。全国加重平均は現在の930円から961円に引き上げとなりますが、今年度も最高は1072円、最低は853円で地域間格差は219円となります。岸田政権は6月に決定した骨太の方針に「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上」となることをめざすと明記していますが、39円もの開きがあります。

郵政最賃は、毎年10月に改定される地域別最賃を10円単位で切り上げ、20円プラスした額が郵政グループ各社統一の「企業内最賃」となっています。2022年度は、最高が東京の1100円、最低は全国10県での880円となり、地域間格差は220円となります。

3年余のコロナ禍及び急激な円安とウクライナ戦争による物価の高騰、とりわけ生活必需品の急騰は郵政で働く非正規労働者の生活を直撃しています。秋以降はさらに多くの値上げが指摘されており、死活にかかわる問題となっています。8月2日の目安額に合わせて示された「目安に関する公益委員見解」では、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提した消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討していくことが適当である」と地方最低賃金審議会への期待等の項で述べています。まさに「大きな変化」は必至な情勢となり、人間らしく生活をしていくための最低賃金の大幅引き上げが強く求められています。

郵政ユニオンは、地域間格差を是正し、全国どこでも8時間働けば人間らしく生活できる賃金を確立することが必要であると考えます。

日本郵政グループ各社は、時給制契約社員の厳しい生活実態を直視し、また深刻な要員不足からくる長時間過密労働を解消し、安定的な事業運営を確保するために、率先して最低賃金を引き上げるとともに郵政全国一律最低賃金制度の確立に向けて、以下のとおり要求書を提出しますので、誠意ある回答を求めます。

記

1 郵政で働く時給制契約社員の最低賃金を時給1500円以上の全国一律制とするよう制度を見直すこと

- 2 現行の郵政最低賃金制度の下で生じる地域間格差を是正するため、郵政最賃は今年度の全国加重平均（961円）を下回らないようにすること
- 3 郵政グループ各社統一の「企業内最低賃金」で、地域別最賃にプラスされる加算額20円を100円に引上げる制度改正をおこなうこと
- 4 郵政で働く時給制契約社員の平均賃金（時給）について明らかにすること
- 5 勤務時間、勤務日数の削減は生活給である時給制契約社員の年間収入のダウンに直結するものであり、勤務時間や勤務日数の削減は行わないこと
- 6 期間雇用社員・アソシエイト社員の雇用区分別、性別、人数を明らかにすること

以上